



(号外) 独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令
- 商品取引法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- 商品取引法施行令の一部を改正する政令
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令
- 自衛隊法施行令の一部を改正する政令
- 平成二十一年六月九日から八月二までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
- 第一条の規定による公聴会に関する規則の一部を改正する内閣府令

〔府令〕

- 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令
- 消費者委員会事務局組織規則
- 消費生活用製品安全法の規定に基づく重大事故報告等に関する内閣府令
- 消費者安全法施行規則
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令
- 独立行政法人国立健康・栄養研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する命令
- 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令
- 特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令
- 農林水産省定員規則の一部を改正する省令
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令

〔府令・省令〕

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・総務二)
- 株式会社企業再生支援機構法施行規則
- 内閣府・総務・財務・経済産業一の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する命令 (内閣府・厚生労働六)
- 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令
- 特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令 (内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)
- 農林水産省定員規則の一部を改正する省令 (同五二)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令 (同五二)

〔省令〕

- 農林水産省年金基金法施行規則の一部を改正する省令 (同五二)
- 法人税法施行規則の一部を改正する省令 (同六一)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産五〇)
- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令 (同五一)
- 農林水産省定員規則の一部を改正する省令 (同五二)
- 農林水産省の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令 (内閣府・農林水産八)
- 農林水産の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令 (内閣府・農林水産八)
- 消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令 (内閣府・農林水産一)

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

- (前のページより続き)
 - 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五三)
 - 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令(経済産業四六)
 - 家庭用品品質表示法の規定に基づく、
権限の委任に関する省令(同四七)
 - 経済産業省組織規則の一部を改正する省令(同四八)
 - 経済産業省定員規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令(一)
部を改正する省令(同四九)
 - 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
 - 国土交通省組織規則の一部を改正する省令(国土交通五一)
 - 旅行業法施行規則及び国土交通省所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五三)
 - 国土交通省定員規則の一部を改正する省令(同五四)

規則

- | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|
| 四
(内閣府・総務・財務・経済産業一) | 四
(内閣府三四) | 五
(内閣府三四二) | 六
(内閣府三四三) | 七
(内閣府三四四) | 八
(内閣府三四五) | 九
(内閣府三四六) | 十
(内閣府三四七) | 十一
(内閣府三四八) | 十二
(内閣府三四九) | 十三
(内閣府三四九六) |
|------------------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|
- 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(内閣府三四一)
 - 内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(同三四二)
 - 内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(同三四三)
 - 災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件の一部を改正する件(同三四四)
 - 株式会社企業再生支援機構支援基準(内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業一)
 - 金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を定める件

告示

- | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 四
(公正取引委二三) | 四
(内閣府二八〇～二八二) | 五
(内閣府二八三) | 六
(内閣府二八四) | 七
(内閣府二八五) | 八
(内閣府二八六) | 九
(内閣府二八七) | 十
(内閣府二八八) | 十一
(内閣府二八九) | 十二
(内閣府二九〇) | 十三
(内閣府二九一) |
|----------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
- 機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことにしてあらかじめ定める場合を定める規則(同二)
 - 不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件(同二)
 - 國債証券買入銷却法第一条の規定による國債の買入消却に関する件(公正取引委二三)
 - 織維製品品質表示規程の一部を改正する告示(経済産業二七四)
 - 雜貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示(同二七五)
 - 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定等に関する件(国土交通九六五)

本号で公布された法令のあらまし

◇銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成二〇年法律第八六号)の施行期日は、平成二二年一二月四日とすることとした。

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令(政令第二二四号)(警察庁)一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正関係
- (一) 銃銃の所持に係る規定の整備
1 銃銃の所持に係る規定の整備
（1）技能講習を受ける必要がない者に関する規定の整備
（2）技能講習を受けれる必要がある者に関する規定の整備
- （二）技能講習の内容等に関する規定の整備
- （1）都道府県公安委員会は、技能講習を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟店方団体とした。(第一三条関係)
- （2）技能講習の内容等に関する規定の整備
（1）都道府県公安委員会は、技能講習を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟店方団体とした。(第一三条関係)
- （2）技能講習の内容等に関する規定の整備
（1）都道府県公安委員会は、技能講習を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟店方団体とした。(第一三条関係)
- （2）技能講習の内容等に関する規定の整備
（1）都道府県公安委員会は、技能講習を受けようとする者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟店方団体とした。(第一三条関係)
- （3）技能講習了証明書の交付は、当該技能講習を行ったと認定された者に対して行なうこととした。(第二二三条関係)
- （2）技能講習了証明書の交付は、当該技能講習を行ったと認定された者に対して行なうこととした。(第二二三条関係)
- （3）技能講習了証明書の交付は、当該技能講習を行ったと認定された者に対して行なうこととした。(第二二三条関係)
- （4）技能講習了証明書の交付は、当該技能講習を行ったと認定された者に対して行なうこととした。(第二二三条関係)
- （5）技能講習了証明書の交付は、当該技能講習を行ったと認定された者に対して行なうこととした。(第二二三条関係)

三 次に掲げる嗅覚の障害

イ 嗅覚の喪失

四 口 嗅覚の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

五 次に掲げる肢体不自由

イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

ロ 一上肢又は一下肢のいずれかの指を末節骨の一部以上で欠くもの

ハ 一上肢若しくは一下肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以

上の機能の著しい障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

二 イからハまでに掲げるもののほか、その程度がイからハまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

六 循環器、呼吸器、消化器又は泌尿器の機能の障害であつて、長期にわたり身体に存するもの

口 日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

（重大事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第六条 令第四条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

（相談員）

第七条 消費者安全法（以下「法」という。）第十条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者は、

次に掲げるいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者とする。

一 独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）が付与する消費生活専門

相談員の資格

二 財團法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財團法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

（消費生活センターの設置の公示）

第八条 法第十条第三項の内閣府令で定める事項は、法第八条第一項第二号イ及びロ又は第二項第一号及び第二号の事務を行う日及び時間とする。

（情報の通知）

第九条 法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官

が適当と認める方法によつて行うものとする。ただし、電話によつて行つた場合は、速やかに

その内容を書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法

で提出し、又は第六項に規定する措置を講じなければならない。

（情報の通知）

法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故

等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となつた商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。

法第十二条第一項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官

が適当と認める方法によつて速やかに行うものとする。

法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費

者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となつた商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者

事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。

四 法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費

者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となつた商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた消費者

事故等の場合に限る。）その他当該消費者事故等に関する事項とする。

5 法第十二条第三項第二号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、それぞれ当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告することとされているものとする。

一 行政機関の長 内閣総理大臣

二 都道府県知事 行政機関の長

三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

四 国民生活センターの長 行政機関の長

五 法第十二条第二項の場合における同条第四項の内閣府令で定める措置は、全国消費生活情報ネットワーク・システム（消費者の被害に迅速に対処するため、国民生活センター及び地方公共団体が、オンライン処理の方法により、消費生活に関する情報を蓄積し、及び活用するシステム）であつて、国民生活センターが管理運営するものをいう。への情報の入力とする。

（譲渡等の禁止又は制限）

六 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

七 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

八 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

九 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

十 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

十一 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

十二 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

十三 法第十八条第四項の告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する商品等の名称、型式その他の当該商品等を特定するために必要な事項

二 譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限する期間

（譲渡等の禁止又は制限）

附 則

様式第一及び様式第一の二を削り、様式第一を様式第一とし、様式第三を様式第一とする。

附 則

この府令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

様式第 1

平成 年度家庭用品品質表示法施行状況報告書 (都道府県名)		
担当部課		
担当者名		
一般的な件		
立 数 検査実施店舗等 の情報提供件等)		
検査実施品目 内訳 計 数	繊維製品 電気機械器具 () 合成樹脂加工品 () 雜貨工業品 ()	
不適正な表示が認められたもので表示者が特定できるもの		
件 数	品 目 名	措 置 状 況
不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの		
件 数	品 目 名	措 置 状 況
(様式第 1 記載要領)		

1. 「検査実施店舗等数」は、検査を実施した店舗、営業所、事務所、倉庫の数を記載すること。
 記載に際しては、一般的な条件として実施するもの、申出に基づく情報に係るもの、その他（他の都道府県や国からの検査協力依頼によるもの、消費生活センター等に苦情として持ち込まれたもの等）に分類して記載すること。
 2. 「不適正な表示が認められたもの」及び「不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの」の措置状況は、指示、「表示者が製造業者、卸売業者又は他の所轄区域に属する小売業者であることによる関係機関への措置依頼」、「改善の指導」等の事後措置の状況について記載すること。

様式第 2

立 入 檢 査 報 告 書			
検査実施機関名	検査官名	検査官所属部課名	検査実施年月日
被検査者名	検査を実施した店舗等の名称	店舗等の所在地	年 月 日
検査対象者名	検査実施に当たる経緯	相当部署	相当者名
検査を実施した検査対象品目	検査を実施した検査対象品目	検査の実施年月日	電話番号
不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの			
品目名 の不適正状況	商品名	ブランド名	マーク
品番・型番	材質	価格	仕入時期
仕入先名	連絡先		
表示者名 その他の参考事項	連絡先		
不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの			
品目名	ブランド名	マーク	
商品名 品番・型番	材質	価格	
仕入先名	連絡先	仕入時期	
その他の参考事項			
不適正な表示が認められたもので表示者が特定できるもの			
小売業者に 対する指導 する指導	表示者に対する指導	不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの	
小売業者に 対する指導 する指導	表示者に対する指導	不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの	
(記載要領) 1. 検査を実施した店舗等ごとに報告書を作成すること。 2. 「不適正な表示が認められたもので表示者が特定できるもの」「不適正な表示が認められたもので表示者が特定できないもの」が多数ある場合には、個々に別表で記載すること。			

○内閣総理大臣第三回印

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第二百四十九)を実施するたる、家庭用品品質表示法施行規則

申出の手続等を定める命令を次のとおり定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣 勝生 太郎

経済産業大臣 一體 俊博

家庭用品品質表示法に基いて申出の手続等を定める命令

(内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出の手続)

第一条 家庭用品品質表示法(以下「法」といふ。)第十条第一項の規定により内閣総理大臣又は経済産業大臣によつて申出をつとめたる者は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならぬ。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る家庭用品の品目
- 三 申出の範囲

四 その他参考となる事項

(身分を示す証明書)

第一條 法第十九条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第一に定めるものとする。

2 法第十一条第五項に規定する独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分を示す証明書は、様式第一によるものとする。

(条例等による適用除外)

第二條 第一條(都道府県知事の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県の条例、規則や他の一定の別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 则

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

様式第一

(表)

第 号			
家庭用品品質表示法第十九条第三項の規定による			
立 入 檢 查 証			
所属および氏名			
年 月 日 生			
年 月 日 交付			
押出スタンプ			
写 真			
独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長			
印			
内閣総理大臣・経済産業大臣			
印			
押出スタンプ			
写 真			
内閣総理大臣・経済産業大臣			
印			
写 真			
内閣総理大臣・経済産業大臣			
印			

(裏)

家庭用品品質表示法抜粋

第十九条 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者(卸売業者に限る。)若しくは表示業者から報告を領し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者(卸売業者を除く。)から報告を領し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

3 第十九条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第二

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

家庭用品品質表示法第二十条第五項の規定による	
立 入 檢 查 証	
所属および氏名	
年 月 日 生	
年 月 日 交付	
押出スタンプ	
写 真	
独立行政法人 製品評価技術基盤機構理事長	
印	

(裏)

家庭用品品質表示法抜粋

第二十条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができることの場合において、同項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項に規定する立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 第一項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

3 第十九条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。

第九条第三号二中「素子」を「要素素子」に改め、同号二(一)1中「(ゲルマニウム又はシリコン)」を用いたものを除く。)を削り、一及び二を次のように改める。

一 要素素子が九〇〇ナノメートル超一、〇五〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 応答時定数が〇・五ナノ秒未満のもの

ロ 電荷増倍を行うよう特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

二 要素素子が一、〇五〇ナノメートル超一、二〇〇ナノメートル以下の波長範囲で最大感度を有するものであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 応答時定数が九五ナノ秒以下のもの

ロ 電荷増倍を行うよう特に設計又は改造したものであつて、最大放射感度が一〇ミリアンペア毎ワットを超えるもの

第九条第五号イ(二)中「第三号ホ」の下に「又は同号へ」を加え、同号イに次のように加える。

(二) 第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器

(三) 第三号イ又は第十四号第七号に該当する固体の光検出器

第九条第八号イ(二)「第三号ホ」の下に「又は同号へ」を加え、同号イに次のように加える。

(二) 第三号イ又は第十四号第七号に該当する固体の光検出器を組み込んだもの

第十条第一号イ(二)中「いざれかに」を「1及び2」に改め、同号二号中「ドリフトレーント」を「バイアス」に改め、同号三号及び三号の二中「姿勢検知」を「航行、姿勢検知」に改め、同号二号中「進行方向」を削り、「慣性装置」を「慣性計測装置」に改め、同号イを次のように改める。

(一) 機首(船首)方向又は真北方向を示す誤差の実効値が〇・七度を測定地点の緯度の余弦で除したもの以下又は緯度四十五度の地点において六分以下のもの(慣性装置を含むセオドライトであつて、民生用途のために設計したもの)を除く。

第十一条第十号の一イ(一)中「飛行制御能力」を「飛行制御」に改め、同号口に次のように加える。

(四) 無人航空機を一五、一四〇メートルの高度を超えて飛行させることができるように設計又は改造された空気吸込式のレシプロエンジン又は内燃式のロータリーエンジンを「バイアス」に改め、同号二号中「姿勢検知」を「第二十一号」に改める。

第十二条第十号の二(イ)中「飛行制御能力」を「飛行制御」に改め、同号口に次のように加える。

第十三条に次のように加える。

第十九条第五号中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

第二十一条第六号口中「第六」を次のように改める。

(六) 削除

第十四条第七号中「(ゲルマニウム又はシリコン)を用いたものを除く。」を削る。

二 投射物により簡易爆発装置の作動を防止するもの

第十九条第五号中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

第二十一条第六号口中「第六」を次のように改める。

十四 伝送通信装置の設計に係る技術(ナログラムを除く)である、スペクトル拡散(周波数ホツビングを含む)の設計に係るもの

第一四条第七号中「(ゲルマニウム又はシリコン)を用いたものを除く。」を削る。

二 投射物により簡易爆発装置の作動を防止するもの

第十九条第五号中「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

第二十一条第六号口中「第六」を次のように改める。

(六) 削除

第十四条第七号中「ガス流路温度」を「ガス流路よどみ点温度(定常状態において海水面から離陸する場合の温度をいう。以下本号において同じ。)」に改め、同号二中「ガス流路温度」を「ガス流路よどみ点温度」に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

○ 経済産業省令第四十七号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第一十三条规定に基づき、家庭用品品質表示法の規定に基づく権限の委任に関する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第一十三条规定に基づく権限の委任に関する省令
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第一三十一条第一項の規定に基づく指揮、同条第一項の規定に基づく通知、法第十九条第一項の規定に基づく報告の徴収及び同条第五項の規定に基づく通知(同条第一項の規定に基づく報告の徴収に係るものに限る)に関する経済産業大臣の権限について、製造業者、販売業者(卸売業者に限る)又は表示業者(その主たる事務所並びに工場、事業場及び店舗が一の経済産業局の管轄区域内にあるものに関するものは、当該経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行ふことを妨げない。

2 法第十九条第一項の規定に基づく立入検査及び同条第五項の規定に基づく通知(同条第一項の規定に基づく立入検査に係るものに限る)に関する経済産業大臣の権限は、同条第一項の工場、事業場、店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年九月一日)から施行する。

○経済産業省令第四十八号

経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)の規定に基づき、並びに経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣 二階 俊博

経済産業省組織規則の一部を改正する省令(平成十三年経済産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「六人」を「八人」に改め

第三十五条の見出しを「(消費者相談室)」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三十五条第四項及び第五項を削る。

第二百一十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第三 経済産業省設置法第十二条第二項の規定によ り経済産業局に属させられた消費者庁及び消費 者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号) 第四条第九号に掲げる事務については、各經濟 産業局は、当該事務の円滑な遂行のため特に必 要があるときは、その管轄区域以外の区域をも 管轄することができる。

附 則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。ただし、第三十四条第一項の改正規定は、平成二十一年十月一日から施行する。

○経済産業省令第四十九号

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百二十一号)第一条第二項の規定に基づき、経済産業省定員規則及び経済産業省定員規則の一部を改正する省令(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣 二階 俊博

経済産業省定員規則及び経済産業省定員規
則の一部を改正する省令の一部を改正する
(経済産業省定員規則の一部改正)

第一条 経済産業省定員規則(平成十三年経済
産業省令第四号)の一部を次のように改正する。

第二条 の表本省の項中「四一九三人」を「四
二六七人」に改め、同表資源エネルギー庁の項
中「一、二六一人」を「一、二五六人」に改め、
同表合計の項中「八、六五七人」を「八、六一
六人」に改める。

(経済産業省定員規則の一部を改正する省令
一部改正)

第一条の表本省の項中「四一九三人」を「四
二六七人」に改め、同表資源エネルギー庁の項
中「一、二六一人」を「一、二五六人」に改め、
同表合計の項中「八、六五七人」を「八、六一
六人」に改める。

第二条 経済産業省定員規則の一部を改正する省
令(平成二十一年経済産業省令第十七号)の一
部を次のように改正する。

附則第一項の表本省の項中「四、三九一人」
を「四、三六六人」に改める。

附 則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

○経済産業省令第五十号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第
四十九号)及び消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第二百五十一号)の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十一年政令第二百
五十二号)の施行に伴い、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)並びに民間事業者等が行う書
面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条第一
項及び第五条第一項の規定に基づき、旅行業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事
業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する
令を次のように定める。

○国土交通省令第五十三号

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第
四十九号)及び消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第二百五十一号)の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十一年政令第二百
五十二号)の施行に伴い、旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)並びに民間事業者等が行う書
面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条第一
項及び第五条第一項の規定に基づき、旅行業法施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事
業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する
令を次のように定める。

○国土交通省令第六十一号

国土交通省組織規則の一部を改正する省令(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十
一年九月一日)から施行する。

○国土交通省設置法(平成十二年政令第二百五
五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一
部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

○国土交通省令第五十二号

国土交通省設置法(平成十二年政令第二百五
五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一
部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成十二年政令第二百五十五号)及び国土交通省組織規則(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一
部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成十二年政令第二百五十五号)及び国土交通省組織規則(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一
部を改正する省令を次のように定める。

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成十二年政令第二百五十五号)及び国土交通省組織規則(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一
部を改正する省令を次のように定める。

附 則

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十九号)の施行に伴い、旅行業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十一年政令第二百五十二号)の施行に伴い、旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一項 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
第二十四条から第二十七条の三まで 削除
第二十九条の二を削る。

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十九号)の施行の日(平成二十一年九月一日)から施行する。

○経済産業省令第五十号

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十九号)の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律
第四十九号)及び民間事業者等が行う書面の保
存等における情報通信の技術の利用に関する
法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条第一
項及び第六条第一項の規定に基づき、経済産業省の所管する法令に係る民間事
業者等が行う書面の保存等における情報通信の技
術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四
十九号)を「磁気ディスク等」を「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその
他これらに記録する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」に
改める。

第四十一条第一項中「令」を「旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)」に改める。
第五十七条中「法第二十六条第三項」を「法第二十六条第五項」に改める。
第十六号様式を次のように改める。

第三十二回	五億円
第三十五回	三十億円
第三十八回	三十億円
第三十九回	四十億円
第四十回	五億円
第四十三回	三十億円
第四十四回	百億円
第四十六回	三十八億円
第四十八回	五十億円
合 計	四十億円
一千二百一億円	五百億円
	五百億円
	一百一億円
	三十億円
	二十億円
	一千二百一億円

○経済産業省告示第二百七十四号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号) 第二条の規定に基づき、織維製品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日 織維製品品質表示規程の一部を改正する告示

平成二十一年八月二十八日 織維製品品質表示規程(平成九年通商産業省告示第五百五十八号)の一部を改正する。

第一条第四項中「6・2に規定するはつ水度」を「7・2に規定するはつ水度」に、「二点以上」を「二級以上」に改め、同項第一号中「5・2a」を「6・2・1c」に、「6・2」を「7・2」に改

別表第一中		別表第二中	
ガラス織維	三・〇パーセント	ガラス織維	三・〇パーセント
ポリクマール織維	○・〇パーセント	ポリ乳酸織維	○・五パーセント
ガラス織維	○・〇パーセント	ガラス織維	○・〇パーセント

に改める。
別表第三第二号中「その他のアンデーションガーメント」の下に「及びショーツ、キャミソール
等の装飾下着」を加え、同表第四号から第六号までを削り、同表第七号中「レース生地を使用して
」を「レース生地及ひレース生地を使用して」に、「第四号及び第五号に掲げるものを除く。」を「手
エレース製品を含む。」に改め、同号を空表第四号とし、同表第八号から第十号までを三号ずつ繰り
上げ、同表第十一号「紡毛式の糸」を「紡毛式の糸」に、「第十九号」を「第十六号」に
改め、同号を同表第八号とし、同号の次に次の1号を加える。
八の二 届糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物
別表第三中第十二号から第十七号までの規定中「第十九号」を「第十六号」に改め、第十二号を第
九号とし、第十三号から第二十一号までを三号ずつ繰り上げる。
別表第四第一号中の「紡毛式の糸」を「紡毛式又は空紡式の糸」に改める。
別表第六中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第
四号とする。
別表第七を次のように改める。

別表第七 (第七条の二関係)

一 日本工業規格JIS-O-2-2の2・2の 七の取扱いの番号一〇	水洗い処理
二 日本工業規格JIS-O-2-2の2・2の 七の取扱いの番号四	石油系法ドライクリーニング処理
三 日本工業規格JIS-O-2-2の2・2の 四の取扱いの番号四	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理
四 日本工業規格JIS-O-2-2の2・2の ○三の取扱いの番号四	パークロロエチレン法ドライクリーニング処理及び 石油系法ドライクリーニング処理

2 1 この告示は、平成二十一年九月一日から施行する。
2 この告示の施行前に、この告示による改正前の織維製品品質表示規程の規定に基づく表示をした
織維製品については、その表示をこの告示による改正後の織維製品品質表示規程の規定に基づくも
のとみなす。

附 則

○経済産業省告示第百七十五号
家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

雑貨工業品品質表示規程の一部を改正する告示

別表第一第二十六号(四) 中「中栓及び揚水パイプについては」の下に「消費者が理解しやすいよう適切に表現をした上で」を加える。

別表第一第一号(五) 中「丸洗いをしない旨」の下に「(ただし、丸洗いできる製品については、洗い方に係る注意事項を記載する。)」を加える。

別表第一第一号(七) 中「下げ札又は金属板等のラベル」を「下げ札又はラベル」に改める。

別表第一第一号(一) 表中「羊又はやぎの革 羊革」を「羊又はやぎの革 羊革」に改める。

別表第一第一号(一) を次のように改める。

(一) 寸法の表示に際しては、日本工業規格S4051の2・1「手開い」で規定される長さをセンチメートル単位の整数により表示すること。

別表第一第一号(一) 表中「羊又はやぎの革 羊革」を「羊の革 羊革」に改める。

羊の革	羊革
やぎの革	やぎ革

に改める。

別表第一第一号(一) 表中「表面層に施したもの」の下に「(皮膜厚さが日本工業規格H八六〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の六・二・一に定める等級がA A 5以上ものに限る。)」を加える。

別表第一第一号(一) 中「ミリメートル単位で」の下に「小数点第一位まで」を「付記すること」の下に「ただし、なべの底の中央部がなべの底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないものに限る。」を加える。

別表第一第一号(一) 中「(ミリメートル単位で)」の下に「(付記すること)」を削り、同号(五)イ②を「急激な衝撃を与えた後、空だきをした場合に水等をかけて急冷しない旨」に改める。

別表第一第一号(一) 中「プラス・マイナス五ペーセントとする」と「(なお、縁まで)の容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定する。また、測定はなべをよく洗浄した上で行う。」を加える。

別表第一第一号(一) 中「(ナイフ等を使用しない旨)」を削り、同号(五)イ③を「(金属製の固いものを使用しない旨)」に改め、同号(五)イ④を「(銅製のものに限る。)」に改める。

別表第一第一号(一) 中「(プラス・マイナス五ペーセントとする)」の下に「(なお、縁まで)の容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定する。また、測定はなべをよく洗浄した上で行う。」を加える。

別表第一第一号(一) 中「(表面層に施したもの)」の下に「(皮膜厚さが日本工業規格H八六〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の六・二・一に定める等級がA A 5以上のものに限る。)」を加える。

別表第一第一号(一) 中「(ミリメートル単位で)」の下に「(小数点第一位まで)」を「付記すること」の下に「(たゞ、湯沸かしの底の中央部が湯沸かしの底全体の材料と厚さの状態を的確に反映されると考えられる場合は、それらが的確に反映される位置とその測定値を表示すること)」に改める。

別表第一第一号(一) 中「(表面層に施したもの)」の下に「(皮膜厚さが日本工業規格H八六〇(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の六・二・一に定める等級がA A 5以上のものに限る。)」を加える。

分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示すること。この場合の許容範囲はプラス・マイナス二十パーセントとする。」に改める。

別表第一第一号(一) 中「(いずれか少ないもの)」を「(いずれか少ない縁までの容量)」に改め、「プラス・マイナス五パーセントとする。」の次に「(なお、縁までの容量とは、本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量を測定する。また、測定は湯沸かしをよく洗浄した上で行う。)」を加える。

別表第一第一号(一) 中「(ぼうろう引きのものに限る。)」を削り、同号(四)トを「ストーブの上で使用しない旨。」に改める。

別表第一第一号(一) 中「(ぼうろう引きのものに限る。)」を削り、同号(四)トを「ストーブの上で使用しない旨。」に改める。